



鳥取県公報

平成 27 年 8 月 4 日 (火)
第 8 7 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類の一部改正 (541) (税務課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (542) (福祉保健課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (543) (〃) 3
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (544) (〃) 3
	生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (545) (〃) 3
	鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関 (546) (青少年・家庭課) 3
	鳥取県立歯科衛生専門学校に係る手数料の徴収事務の委託 (547) (医療政策課) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (548) (東部福祉保健事務所) 4
	指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (549) (〃) 4
	特定計量器の定期検査の実施 (550) (くらしの安心推進課) 5
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (551) (企業支援課) 5
	鳥取県職場環境等実態調査の実施 (552) (労働政策課) 5
	農用地利用配分計画の縦覧 (553) (経営支援課) 6
	保安林の指定の解除予定 (554) (森林づくり推進課) 7
	土砂災害警戒区域の区域の変更 (3件) (555~557) (治山砂防課) 7
	土砂災害特別警戒区域の指定 (558) (〃) 8
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (3件) (559~561) (〃) 9
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (2件) (住まいまちづくり課) 10

告 示

鳥取県告示第541号

平成20年鳥取県告示第448号（鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類について）の一部を次のように改正する。

平成27年 8 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(表面)				(表面)			
狩 猟 税 納 付 書				狩 猟 税 納 付 書			
略				略			
狩 猟 免 許 種 類	網・わな 一・二	登録の 区分	1・2 略 3 1及び2以外の登録で <u>過去1年以内に許可捕獲 等を行った者に係る登録</u> 4 略	狩 猟 免 許 種 類	網・わな 一・二	登録の 区分	1・2 略 3 1及び2以外の登録で <u>対象鳥獣捕獲員に係る登 録</u> 4 略
納付す べき税 額		税 率 適 用 区 分	税 額 (円)	納付す べき税 額		税 率 適 用 区 分	税 額 (円)
		略				略	
		6 <u>過去1年以内に許可捕獲等 を行った者が狩猟者の登録を 受けるとき。</u> (注) 略					6 <u>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟 者の登録を受ける者</u> (注) 略
納付す べき税 額		7 <u>過去1年以内に従事者とし て許可捕獲等を行った者が狩 猟者の登録を受けるとき。</u> (注) 略		納付す べき税 額		7 <u>6の登録を受けていた者が 対象鳥獣捕獲員でなくなった 場合で、同一狩猟期間内に引 き続き同一の狩猟免許に係る 狩猟者の登録を受けるとき。</u> (注) 略	
		略				略	
※鳥取県収入証紙は、裏面の枠内に貼付してください。				※鳥取県収入証紙は、裏面の枠内に貼付してください。			

附 則

この告示は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。

鳥取県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年 8 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
小酒外科医院	米子市福市1730-10	平成27年5月30日
かじか調剤薬局	東伯郡三朝町山田683-1	平成27年6月1日

鳥取県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山本 昌幸	鳥取市吉方温泉二丁目513	山本整骨院	鳥取市吉方温泉二丁目513	平成27年6月12日

鳥取県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
アイ・プラス薬局湖山東店	鳥取市湖山町東五丁目504-20	平成27年7月1日

鳥取県告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
小酒外科医院	米子市福市1730-10	平成27年5月29日
かじか調剤薬局	東伯郡三朝町山田683-1	平成27年5月31日
ますだ耳鼻いんこう科	倉吉市駄経寺町245	平成27年6月30日

鳥取県告示第546号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム構築業務企画提案書評価委員会	母子父子寡婦福祉資金貸付償還システムの調達に係る受託者の選定に関する事項	平成27年8月4日から同年12月31日まで	子育て王国推進局青少年・家庭課

鳥取県告示第547号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立歯科衛生専門学校に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般社団法人鳥取県歯科医師会

2 徴収の事務を委託した手数料

鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）第5条第1項に規定する入学選抜手数料及び第6条第1項に規定する入学科並びに鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第26号の2に規定する手数料

3 委託期間

平成27年7月9日から平成28年3月31日まで

鳥取県告示第548号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月4日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人ゆうゆう	鳥取市新69-30	特定非営利活動法人ゆうゆう	鳥取市河原町佐貫1102-11	就労継続支援B型	平成27年8月1日

鳥取県告示第549号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月4日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
あしかわ合同会社	鳥取市吉方温泉三丁目671-3	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉三丁目671-3	居宅介護、重度訪問介護	平成27年3月31日

鳥取県告示第550号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 8 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡 日南町	平成 27 年 9 月 7 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	日野郡日南町霞 800 日南町役場
日野郡 日野町	平成 27 年 9 月 11 日（金）	”	日野郡日野町根雨 130-1 日野町山村開発センター
日野郡 江府町	平成 27 年 9 月 15 日（火）	”	日野郡江府町大字洲河崎 62 江府町運動公園総合体育館

鳥取県告示第551号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 27 年 8 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

①丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店、②丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

①東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 789-1 ほか、②西伯郡南部町阿賀 226-1

3 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所

株式会社丸合 米子市東福原六丁目 12-40

J A 三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目 10-2

4 変更した事項

大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 春原 博

変更後 J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行

5 変更年月日

平成 27 年 6 月 25 日

6 届出年月日

平成 27 年 7 月 16 日

7 縦覧に供する期間

平成 27 年 8 月 4 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課並びに大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び町役場

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第552号

鳥取県統計調査条例（昭和 25 年鳥取県条例第 7 号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例

施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条1項及び2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県職場環境等実態調査
- 2 調査の目的
県内事業所における職場環境の実態を調査し、今後の労政福祉施策の基礎資料とすること
- 3 調査対象の範囲
県内に所在する常用雇用者10人以上の民営事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 週休2日制、変形労働時間制、年次有給休暇、休暇制度
 - イ 女性の就業環境（女性の配置・昇進、キャリア形成）
 - ウ ワーク・ライフ・バランス（仕事と育児・介護・家庭の両立）
 - エ ハラスメント対策（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント）
 - オ 障がい者、高齢者、若年者の雇用、非正規社員の処遇改善
 - カ 行政への要望
 - (2) その基準となる期日
平成27年8月1日
- 5 報告を求める者
平成24年経済センサス基礎調査によって得られた事業所の名簿より無作為に抽出した常用雇用者規模10人以上の1,500事業所並びに当該事業所に勤務する男性及び女性従業員（各1名）
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収する。
- 7 報告を求める期間
平成27年8月10日から同年9月11日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
県ホームページ上で公表する。

鳥取県告示第553号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市下郷407 関本 五郎	米子市尾高の一部
米子市淀江町西原1332-48 京谷 耕作	米子市淀江町西原の一部
米子市淀江町淀江219 富田 行博	米子市淀江町西原及び淀江町福岡の一部
米子市淀江町福岡233 田中 英省	米子市淀江町福岡の一部
日野郡日南町笠木161-2 有限会社だんだん	米子市日原及び宗像の一部

米子市富益町4670-7 株式会社富ますシルク ファーム	米子市富益町の一部
西伯郡日吉津村大字富吉1042 景山 重信	米子市二本木の一部
米子市三本松一丁目5-37 菊谷 賢司	米子市富益町の一部
岩美郡岩美町大字大谷2750 農事組合法人大谷 生産組合	岩美郡岩美町大字大谷の一部
西伯郡大山町住吉989-1 堤 正則	西伯郡大山町退休寺の一部
西伯郡大山町富長112-1 鷺見 均	西伯郡大山町門前の一部
西伯郡大山町加茂327 宮川 幸恵	西伯郡大山町門前の一部
西伯郡大山町高田886-36 山中 幸雄	西伯郡大山町門前の一部
西伯郡大山町門前526-3 山上 泰典	西伯郡大山町門前の一部
西伯郡大山町門前30 橋本 啓太郎	西伯郡大山町門前の一部
西伯郡大山町名和1160-7 米澤 誠一	西伯郡大山町門前の一部
米子市葭津160-3 有限会社 大根屋	西伯郡大山町赤松の一部
日野郡日南町茶屋2142 農事組合法人矢原一心 ファーム	日野郡日南町折渡の一部

2 縦覧に供する期間

平成27年8月4日から2週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第554号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町久志羅字榎山706の7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

智頭町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
坂原地区（I-538）

- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第556号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
八頭町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの

上峰寺A地区（I-369）、日田地区（I-447）、宮谷地区（I-1270）、上峰寺D地区（II-2297）

- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第557号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
琴浦町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの

鋤地区（I-833）

- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第558号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規

定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
八頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
宮谷地区（I-1270）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
智頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
坂原地区（I-538）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
八頭町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
上峰寺A地区（Ⅰ-369）、日田地区（Ⅰ-447）、上峰寺D地区（Ⅱ-2297）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
鋤地区（Ⅰ-833）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

平成27年鳥取県公報第8698号で公告したスーパーセンタートライアル境港店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成27年8月18日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 知事の意見
届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。
- 2 意見の理由

届出施設の設置場所は条例別表第 1 に規定する地域要件のうち、都市機能集積状況、道路交通基盤状況に係る要件を満たしていない。しかし、当該地域は境港市のまちづくり計画において周辺居住人口の増加に合わせ、その生活環境の向上のために一定規模の商業機能の集約を目指している地域としており、その中核施設として立地が必要との境港市長の意見が出され、隣接する米子市長も届出施設の立地が市のまちづくりの支障にならないと認めている。また、条例第 3 条第 3 号に掲げる地域に該当しておらず、さらに、設置届の縦覧期間、第 9 条第 1 項に規定する住民説明会において、関係住民からも異議を唱える意見は提出されていないことから、立地に関して支障はないと考えられるため。

平成27年鳥取県公報第8699号で公告した（仮称）マルハン鳥取店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成27年8月18日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に全て適合し、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。